

教育相談

本校では、障がいのある幼児児童生徒の家庭における養育、就学や指導上の諸問題について、本人及びその保護者や関係者からの相談に応じます。

[内 容]

- 保護者や関係者からの聞き取りで対象となる子どもの就学や教育に関する具体的な課題を把握する
 - 対象となる子どもへの面接や観察などを通して、発達や行動の特性を把握する
 - 発達検査や社会生活能力検査などを行い、発達の程度を把握する
- 以上のことをもとに、対象となる子どもの発達上の課題について個別に教育的支援の方法を提案します。

[方 法]

来校相談



- ・本人及び保護者が本校に来校し、観察や聞き取りを通して、対象となる子どもの就学や教育に関する具体的な課題を把握し、支援の方法を相談します。
- *相談当日はお子様と保護者の方が一緒においでください。

巡回相談



- ・依頼のあった幼稚園、保育所、小学校、中学校などを訪問し、行動観察を行い、対象となる子どもの指導・支援の方法などについて提案します。また、必要に応じて関係機関との連携を図ることもあります。
- *巡回相談の場合は、所属する園や学校の担任を通して申し込んでください。

その他

- ・学校見学、体験学習も随時行っています。

[申し込み方法]

相談を希望される方は、電話でお申し込みください。
その際、次のようなことをお知らせください。

- ・お子様の氏名、生年月日、年齢、性別
- ・保護者の氏名、住所、電話番号
- ・相談したいこと
- ・都合のよい曜日や時間など

- ・費用は一切かかりません。
- ・相談の内容は秘密を厳守します。

連絡先 電 話：097-543-8317 (担当:教頭)

